

# 浜松市食中毒処理要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、本市において発生した食中毒又はその疑いのある事例に対して、迅速かつ的確に事故の原因を追及し、原因となった食品や発生の機序を排除するとともに、衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 食中毒の処理に当たっては、市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、予断をもって判断することなく、科学的客観的な評価に努めるものとする。

## 第2章 情報の収集等

### (情報の収集)

第3条 生活衛生課は、食中毒に関する情報の広範かつ迅速な収集及び分析に努めるものとする。

### (情報の伝達)

第4条 生活衛生課は、食中毒の発生に関する情報を入手した場合の処理は、「浜松市健康危機管理基本指針第6」により行うものとする。

### (情報の評価)

第5条 保健所は、食中毒発生情報の評価に当たっては、危険の程度等について必要に応じて学識経験者等の専門家の意見を聴取し、可能な限り客観的な評価を行うものとする。

## 第3章 体制の整備等

### (調査体制)

第6条 生活衛生課は、食中毒発生情報を入手した場合には、「食中毒処理要領(昭和25年5月2日衛発第374号)」及び「食中毒調査マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号)に従い、他の業務に優先して速やかに調査を開始するものとする。

### (検査体制)

第7条 食中毒に関する検体の検査は、保健環境研究所が行うものとする。

2 検体の検査の依頼等の連絡は、生活衛生課が行うこととする。

3 保健所長は、必要があると認める場合には、保健環境研究所以外の検査機関等に検査を依頼することができるものとする。

### (外部関係者への連絡体制)

第8条 生活衛生課は、入手した食中毒発生情報のうち、他の関係部局等に関連するものについては、速やかに連絡するものとする。

2 生活衛生課が情報を連絡する他の関係部局等は次のとおりとする。

(1) 学校教育部保健給食課(学校給食に関係する場合)

- ( 2 ) こども家庭部保育課 ( 児童福祉施設に関係する場合 )
- ( 3 ) 健康福祉部高齢者福祉課 ( 老人福祉施設等に関係する場合 )
- ( 4 ) 健康福祉部障害保健福祉課 ( 障害者福祉施設に関係する場合 )
- ( 5 ) 上下水道部浄水課 ( 水道水に関係する場合 )
- ( 6 ) 産業部食肉地方卸売市場 ( 畜産食品に関係する場合 )
- ( 7 ) 産業部中央卸売市場 ( 市場流通食品に関係する場合 )
- ( 8 ) 静岡県浜松中央警察署 ( 特に犯罪な関係があると疑われる場合 )
- ( 9 ) 静岡県浜松東警察署 ( 特に犯罪な関係があると疑われる場合 )
- ( 10 ) 静岡県浜北警察署 ( 特に犯罪な関係があると疑われる場合 )
- ( 11 ) 静岡県細江警察署 ( 特に犯罪な関係があると疑われる場合 )
- ( 12 ) 静岡県天竜警察署 ( 特に犯罪な関係があると疑われる場合 )
- ( 13 ) 国又は他の自治体 ( 国又は他の自治体の所管に関係する場合 )

3 生活衛生課は、次に掲げる病因物質による健康被害が発生した場合には、食中毒か否かの判断にかかわらず、保健予防課と調整 ( 感染症が疑われる場合 ) を図るとともに、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び東海北陸厚生局食品衛生課あて、直ちに電話又はその他の方法により連絡するほか食中毒処理要領の規定に従って処理、報告をするものとする。

- ( 1 ) エルシニア・エンテロコリチカ 08
- ( 2 ) カンピロバクター・ジェジュニ/コリ
- ( 3 ) サルモネラ・エンテリティディス
- ( 4 ) 腸管出血性大腸菌
- ( 5 ) ボツリヌス菌
- ( 6 ) コレラ菌
- ( 7 ) 赤痢菌
- ( 8 ) チフス菌
- ( 9 ) パラチフス A 菌
- ( 10 ) 化学物質 ( 元素及び化合物をいう )

( 応援要請 )

第 9 条 保健所長は、食中毒の発生規模が著しく大きく、又は食中毒が広域にわたると懸念され保健所だけでは対応が困難であると認める場合には、静岡県健康福祉部等に応援を要請するものとする。

( 広報体制 )

第 10 条 食中毒に関連する報道機関等への広報、上司への報告は、「浜松市健康危機管理基本指針第 12 」により行う。

2 食中毒発生情報を報道機関へ広報する場合は、広聴広報課と協議を行うとともに、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び静岡県健康福祉部衛生課に連絡するものとする。

第 4 章 健康危機対策本部

(健康危機対策本部の設置)

第11条 「浜松市健康危機管理基本指針第10」に基づき、「健康危機対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

(対策本部の事務)

第12条 対策本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 食中毒の病因物質及び汚染経路等の原因究明、対策の決定及び実施に関すること。
- (2) 食中毒に関連する各種調査、情報の収集及び管理に関すること。
- (3) その他原因究明、対策の決定等に関し必要と認められること。

(対策本部の組織)

第13条 対策本部に本部会議、班を置くものとする。

2 本部会議に本部長、副本部長及び本部員、班に班長を置くものとする。

3 本部長には、市長又は助役をもってこれにあてる。

4 副本部長には、健康福祉部医療担当部長をもってこれにあてる。ただし、非常事態と考えられる場合には、生活文化部長を加えるものとする。

5 本部員は保健所各課長及び保健環境研究所長をもってあてる。ただし、食中毒事件の状況に応じ、庁内関係課長をあてることができるものとする。

6 各班の所掌事務は、別表のとおりとする。

7 前条の規定にかかわらず、本部長は食中毒事件の状況に応じて、必要な班その他を置くことができる。

8 本部長は、前項において、班その他を設置した場合、関係部課等の職員を召集し、その所掌事務を定めることとする。

9 本部会議は必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となるものとする。

10 前各号に掲げるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

第5章 資料の管理

(資料の管理)

第14条 保健所は、食中毒に係る対策の適時適切な見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由等についての資料を適切に管理するものとする。

第6章 平常時における準備等

(食中毒の防止)

第15条 保健所は、平素からの情報収集、衛生指導、収去検査等により、食中毒を未然に防止するよう努めるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第16条 保健所は、夜間、休日、祭日及び勤務時間外に発生した食中毒(疑いを含む。)の届出体制を整備しておくとともに、初動調査が円滑に行

えるように、所内のみならず、医師会、消防署及び警察署等の緊急連絡網も整備すること。

( 機材の準備 )

第 17 条 保健所は、迅速に調査を開始するために、情報の伝達及び調査に使用する用紙類を整備するとともに、器具及び機材類を、常に使用できる状態で保管するものとする。

( 資料の収集 )

第 18 条 保健所及び保健環境研究所は、食中毒発生時における適切な対策の決定のため、食中毒に関する文献、資料等の収集に努めるものとする。

( 職員の研修 )

第 19 条 保健所及び保健環境研究所は、食中毒発生時における迅速、的確な調査のため、職員の技能、資質向上のための研修を自ら実施するとともに、各種講習会にも計画的に参加させるものとする。

( 食中毒処理の O A 化 )

第 20 条 保健所及び保健環境研究所は、食中毒発生時における迅速、適切な処理のため、食中毒処理の O A 化に努めるものとする。

( 市民等への情報提供 )

第 21 条 保健所は、食中毒に関する情報について、広報誌、インターネット上のホームページその他各種広報媒体の活用により、市民に対して広く提供するものとする。

( 委任 )

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、食中毒の処理及び調査に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 浜松市食中毒対策本部組織図及び所掌事務

対策本部・本部会議

